

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成27年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について、その実施にあたって必要となる手続において用いる申請書等の様式等を定める。
- (2) 地方消費税の清算基準について、経済センサス活動調査のサービス業に係る部分に基づきサービス業対個人事業収入額を定める。
- (3) 環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置について、対象となる自動車及び軽自動車の細目を定める。
- (4) 熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、法人税等における生産性向上設備投資促進税制の対象要件とされている産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に係る一定の設備要件を加える。
- (5) その他
 - ① 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等又は非課税限度額制度の適用にあたり、個人住民税の申告書等に親族関係書類及び送金関係書類の添付義務等を定める。
 - ② 地方税関係書類に係るスキャナ保存制度について、その対象となる書類等の見直しを行う。

3 施行期日

原則として平成27年4月1日から施行する。